

写真等の個人情報の取り扱いに関するガイドライン

1 基本的な考え方

デジタル社会の進展による情報機器端末やSNS等の急速な普及により、誰もが気軽に簡単に自他の情報を発信したり入手したりすることができるようになってきた。学校においても、全学園生を対象とした「個人情報（肖像権等）に係る同意書」（以下、「同意書」とする。）で確認の上、社会に開かれた学校づくりや地域・保護者との連携を図るために、ホームページや学校便り等による情報発信に努めてきた。

一方で、本校は外部に対して高い秘匿性の求められる学園生（児童福祉法第28条に該当）が在籍している。よって学園生の生活安全の確保や人権の擁護のためにも、写真や氏名等の情報の取り扱いには最大限の配慮が必要となる。また、これからの時代においては、個人情報（肖像権等）の対外的な公開について保護者の同意を得られない場合が出てくることも考えられる。

以上を踏まえ、みどりの杜木城学園では、個人情報保護の観点から表題に関する指針を示し、写真等の個人情報の適正かつ効果的な取り扱いを図るものとする。

2 写真等の撮影や活用等について

- (1) 学校職員は、学校備品のカメラで撮影をし、校務用PC等で学校サーバーに保存して活用する。個人のスマートフォンやカメラでの撮影は厳に慎む。私物は、状況により管理職の許可を得て使用可能とする（その際は、撮影内容の公開を求めることがある）。
- (2) 保護者等は、個人使用を条件として参観日や行事等での撮影は可能であるが、他人が映り込まないような配慮を求め、授業や活動の妨げになるような場合は撮影禁止をお願いする。また、校内に掲示している写真や作品など、保護する子以外の個人が特定できる掲示物等の撮影及び撮影した写真や動画のSNS等でのインターネット上で公開を禁止する。

3 写真等の主な活用場面ごとの配慮（制限）事項

- (1) 卒業アルバム及び前期課程修了アルバムにおける主な留意点
 - ア 「同意書」で同意を得ていない学園生の個人写真や氏名を掲載しない。
 - イ 一定の集合状態（全校、学年、学級、部活動等）を意図した写真是、「同意書」で同意を得ていない学園生の保護者と協議の上、その掲載の方法について決定する。
 - ウ 学校生活や授業、行事等の活動の様子などの写真是掲載してもよいが、「同意書」で同意を得ていない学園生が映り込んでいないことを確認し、管理職の承認を得る。
- (2) 学校便りやPTA新聞等における主な留意点
 - ア 「同意書」で同意を得ていない学園生の在籍する学年・学級における個人写真や氏名を掲載しない。ただし、表彰や特定の個人の紹介などで、「同意書」にて同意を得ている学園生については掲載可とする。
 - イ 「同意書」で同意を得ていない学園生の在籍する一定の集合状態（全校、学年、学級、部

活動等）を意図した写真を掲載しない。

ウ 学校生活や授業、行事等の活動の様子などの写真掲載は可だが、「同意書」で同意を得てない学園生が映り込んでいないことを確認し、管理職の承認を得る。

(3) 学級・学年通信等における主な留意点

ア 「同意書」で同意を得ていない学園生の在籍する学年・学級における個人写真や氏名を掲載しない。(通年で誕生者の紹介を意図したものや全員掲載を掲げてシリーズ化したものにはこれに該当する。) ただし、表彰や特定の個人の紹介（日記や作文、日常の様子）などで、「同意書」にて同意を得ている学園生については掲載可とする。

イ 「同意書」で同意を得ていない学園生の在籍する学年・学級における集合写真は掲載しない。

ウ 学校生活や授業、行事等の活動の様子などの写真掲載は可だが、「同意書」で同意を得てない学園生が映り込んでいないことを確認する。

4 その他留意事項など

(1) 校内の掲示物や標示について

ア 学級や廊下等の校内に掲示する写真や氏名等の標示に関しては、「同意書」で同意を得ていない学園生を除き本ガイドラインにおいて制限するものではなく、例えば学級の全員が作った写真や係活動、個人目標などに個人の写真を添付して掲示することや靴箱や棚への氏名の標示などは可とする。

イ 「同意書」で同意を得ていない学園生の中で、作品等の掲示や標示を拒む場合は、該当の学園生本人の同意の上、特別な配慮をするものとする。

(2) 配付について

個人や複数での活動の様子、集合状態を撮影・記録した写真の学園生への配付は可とする。ただし、「同意書」で同意を得ていない学園生が映り込んでいないことを確認する。

(3) 学校外への写真等の個人情報の流出防止について

ア 学校は、「同意書」で同意を得ていない学園生の写真等が、マスメディアやインターネットに流布しないように組織的に対応する。

イ 保護者は、本ガイドラインに則り、学校から発出される配付物やアルバム等の取扱いや学校での撮影等に責任をもち、十分に留意する。

5 本ガイドライン運用等について

(1) 本ガイドラインは、令和5年度9月26日からの試行及び改訂を経て、令和6年度より運用する。